

平成27年2月13日
千葉県報第12994号別冊

包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

目 次

- 1 平成22年度分
(監査テーマ)
公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について・・・・・・・・・・ 1
- 2 平成24年度分
(監査テーマ)
基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について・・・・・・・・ 2
- 3 平成25年度分
(監査テーマ)
病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について・・ 5

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
1	I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 2. 簡易劣化診断、耐震化の状況 (2)耐震化の状況 簡易劣化診断結果情報の利用について	修繕の必要性が一元的に管理され、全庁ベースから、優先的に対応すべき施設を指示している体制を作り、横断的・全庁的な意思決定を行う際に当該情報も有効に活用する必要がある。	平成26年4月に資産経営課を設置し、修繕の必要性を横断的かつ統一的に判断する取組として、平成26年7月から施設の現況調査を実施しており、今後、現地調査などを行いながら施設の健全度を把握したうえで、当面の修繕の優先度を判断するための資料とする。 なお、簡易劣化診断については、施設の詳細な健全度を把握するための情報として活用を図っていく。	

平成24年度包括外部監査

[出納局]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
2	第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見 3 資金の効率的活用 (2) 資金の効率的活用について（意見）	専門部署を設けて専門的な知識を有する人材を配置し、全庁ベースで資金の効率的な運用に取り組む体制が望まれる。	基金の効率的な運用を行うため、これまで各部局で管理していた基金について、出納局で一括して運用する組織体制を整備し、平成27年度より運用を行うこととしている。	

平成24年度包括外部監査

[商工労働部観光企画課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
3	包括外部監査の結果 (2) 貸付先に対するモニタリング及び指導の不十分性	今後、同事業の業績の推移を的確に把握すると共に必要な指導・監督を行って、貸付金が計画通り返済されるように最大限の役割を果たすべきである。	平成26年3月に計画どおり第2回目の返済が行われており、今後とも公社の経営状況については、決算報告書等により常時把握するとともに、必要に応じて任意で状況確認を行う。	

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
4	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 金田西地区の土地区画整理事業の進展状況の公表並びに事業結果の評価の実施	金田西地区の土地区画整理事業の進展状況等を県民に公表し、さらに事業の結果について県自身並びに第三者によってきちっと評価を実施し、県民に公表すべきである。	本県では、事業の効率化及び採択から事業完了に至る過程の透明性の一層の向上を目的とし、公共事業評価を行っている。 本事業についても、平成25年度に継続事業として再評価を実施したところである。 評価は、有識者等第三者からなる千葉県県土整備公共事業評価審議会（旧 千葉県県土整備部所管公共事業評価監視委員会）における審議及び意見聴取の結果を踏まえ実施したところである。事業の進捗状況は公開の場で行う同審議会において説明を実施し、説明資料及び評価結果は千葉県ホームページで公表している。	
5	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 金田西地区の土地区画整理事業の進展状況の公表並びに事業結果の評価の実施	「千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会」（現 千葉県県土整備部所管公共事業評価監視委員会）が平成25年度にも予定されており、事業の状況について総合的な検討と評価が行われるべきである。	本事業に係る再評価については、千葉県県土整備公共事業評価審議会において、社会情勢の変化、投資効果、進捗状況及びコスト縮減などの総合的な観点での審議及び意見聴取を行い、県としてはこの意見を最大限尊重し対応方針を決定したところである。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(総括的意見)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
6	1. 病院局の経営管理について (3) 経営改革の必要性について ⑤ 医師等の業務軽減策について(指摘)	各病院の医師事務作業補助者に任せている業務には現在でも制限が設けられており、その理由の中には、経営管理課の認識と相違する理由が存在する。したがって、医師の希望も高いことから、医師等の業務軽減策を早急に進めるためにも、病院の現場における上記①及び②の書類作成業務等を実施するよう、周知されたい。	各病院に対し、医師事務作業補助者を配置する趣旨を指導徹底し、医師等の業務削減を促進することとした。	
7	3. 診療報酬の請求業務について 3-2. 返戻レセプトの会計処理について ① 現状の返戻レセプトの会計処理に係る問題点について(指摘)	各病院の医事経営課等における実務として、例月の返戻の発生、再請求の確認、長期返戻案件の滞留状況に対する牽制等を明文上ルール化し、返戻レセプトに係る再請求実務を効果的、効率的に実施できる仕組みを構築されたい。	各病院等と現状を調査し協議を行ったところ、各病院とも返戻・再請求については、一覧表を作成し管理していた。 滞留状況については、医事経営課等の職員により月1回以上の牽制を行うこととした。 また、会計事務処理要領への明文化をすることとし、検討を進めている。	
8	3-3. 保留レセプトの会計処理について ① 保留レセプトの管理について(指摘)	各病院の医事経営課等における実務として、例月の保留レセプトの発生、請求の確認、長期保留案件の滞留状況に対する牽制等の実施を明文上ルール化し、保留レセプトに係る請求実務を効果的、効率的に実施できる仕組みを構築されたい。	各病院等と現状を調査し協議を行ったところ、各病院等とも保留レセプトについては発生時に一覧表による管理を行っている。 また、医事経営課等の職員により月1回以上の牽制を行うこととした。 また、会計事務処理要領への明文化をすることとし、検討を進めている。	
9	② 現状の保留レセプトの会計処理に係る問題点について(指摘)	会計要領における保留レセプトの会計処理の記載については修正されたい。	会計事務処理要領を修正することとし、修正内容について検討を進めている。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(総括的意見)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
10	4. 患者自己負担分の医業未収金管理について ④ 患者自己負担分未収金の遅延損害金(延滞利子)の算定・請求について(指摘)	今後、債権管理システム再構築時点での要件定義上の留意点として、遅延損害金の自動計算を必ず組み込む必要がある。また、現在でも遅延損害金の計算について、表計算ソフトを利用すれば正確にしかも効率的に計算することができることから、債権の回収を促す意味でも、また、普通に債務を支払っている患者との公平性の面でも、遅延損害金の算定の実務を怠らないよう、各病院に対して指導されたい。	他の自治体や県の関係部署での私債権の状況を参考にしながら、今後の対応を検討している。	継続
11	⑤ 医業未収金の決算処理について(指摘)	経営管理課においては決算業務の中で、各病院が管理する未収金の内訳ベースで、関連する決算資料を文書により聴取し、正確性の検証を行われたい。	平成25年度決算においては、各病院でこの差異を検証し、財務会計システムの数値が正しく表示されていることを確認するよう指示したところである。 今後も、決算時には正確性を検証することとする。	
12	⑥ 未収金回収マニュアルの記載内容について(指摘)	各病院では、県が作成した未収金回収マニュアルに従い債権回収を行っているものの、以下で述べる理由により、当該マニュアルの記載内容には不備があるため修正を検討されたい。	医業未収金は私債権であることを認識し、それに対応するマニュアルを改正することとした。	
13	6. 固定資産管理について ③ 固定資産の実査について(指摘)	各病院の実務担当者に固定資産管理の重要性を周知し、規程及び要綱で規定されている実査等の趣旨が、病院事業の財務書類を適正に作成するうえで極めて重要な内部統制の一つであること、その内部統制を有効に運用することが知事部局や議会部門、ひいては県民からも求められていることを現地審査や特別な財産管理説明会等で周知することを徹底されたい。	固定資産管理の重要性について会議等で説明するとともに、各病院に対し固定資産の実査を行うよう通知し、平成25年度中に各病院において実査を行った。 今後も研修等で十分周知していく。	
14	④ 除却資産の会計処理について(指摘)	今回想定される多くの固定資産の除却処理という、通常の処理と異なる会計上の取引処理を行う場合には、決算整理事項として、より透明性の高い科目で処理を実施し決算書類にも明示して説明責任を果たすよう要望する。	平成26年度中に固定資産の実査により不存在の固定資産を特定し、その結果を適切に会計処理に反映させることとした(旧東金病院は平成25年度中に処理済み)。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(総括的意見)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
15	7. 業務委託について ⑤ 経営管理課入札案件について ア 県立病院昇降機保守管理業務委託について (ウ) 契約内容の徹底について(指摘)	契約事務を一括して実施している経営管理課として、契約書の内容に対する重要な事項については、各病院の担当者に周知されたい。	県立病院昇降機保守管理業務委託の契約書に記載されている重要な事項である委託業務従事者に対する教育・研修等についての業務実施計画の作成提出及び各病院への実施報告については、各病院の担当者に義務付けられていることについて周知し、当該計画表及び報告書を受領し内容を検証するよう指導した。	
16	イ 消防設備保守点検業務委託について(指摘)	経営管理課は、本庁部門と出先機関である病院での事務執行内容を明確に分けて情報を共有できるよう、周知徹底されたい。 東日本大震災の被災経験とその教訓を風化させてはならないためにも、経営管理課及び各病院は、災害時に患者の生命を守るための重要な訓練について、法令の規定や設計上の上乗せの意味を再度、精査されたい。 平成24年度において当該計画表及び報告書等を受領し内容を検証した病院はないため、経営管理課は契約書及び法令等の内容を各病院に対して周知徹底し、各病院においても委託業務実施中の従事者が患者から悪いイメージを持たれることのないよう、教育・研修等に係る計画表及び実施報告を求めるよう徹底されたい。 また、消防設備保守点検技術者名簿の提出を受けていない病院もあった。併せて、名簿の提出を徹底されたい。	消防設備保守点検業務委託について経営管理課と病院とで設計資料等の情報の共有化を図っている。 事務執行内容については本庁部門は、契約に伴う事務手続きを一括して行い、出先機関である病院については委託に伴う仕様の調整及び実施作業の検収を行っている。 防災訓練については、消防法上の規定に上乗せして実施するよう積算されている意味を精査し、災害時に患者の生命を守るための重要な訓練については、年3回以上実施するように各病院に対して指導した。 また、委託業務従事者に対する教育・研修等についての業務実施計画の作成提出及び各病院への実施報告については、各病院に対して、当該計画表及び報告書を受領し内容を検証するよう指導した。併せて、技術者名簿の提出を受けるよう徹底を図った。	
17	ウ 臨床検査業務委託について (ウ) 臨床検査の再委託について(指摘)	再委託の実態に対して情報が乏しい状況については、契約書上も、財務的なリスク把握の必要性からも改善されなければならないため、経営管理課及び各病院は、再委託の承認の際には、再委託の条件等を文書により協議する仕組みに改善されたい。	平成26年度の臨床検査業務委託については、委託業者より再委託が必要な検査項目と再委託先の確認を行った。 今後は、契約前に再委託する委託先、仕様、検査項目等について、委託業者と協議を行い、協議内容を契約書上に記載していく。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：がんセンターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
18	2. 未収金管理（患者自己負担分未収金等）について ① 保証人の保証意思の確認について（指摘）	これまでの運用を前提に是正措置を考える場合、入院願及び確約書記載の保証人の連絡先に対して適切な手段で連絡を行い、保証意思を確認し、実効性のある債権の確保等に努められたい。	保証意思の確認方法について、マニュアルに記載することとした。	
19	② 督促の時期について（指摘）	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程の改正を検討されたい。	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程へ改正することとした。	
20	③ 保証人への督促について（指摘）	今後は入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促されたい。	督促後1年以内を一つの目安として、入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促するようマニュアルを改正することとした。	
21	④ 法的措置について（指摘）	今後は病院局として設定されている法的措置を実施するための前提条件を個別案件に対して適用し、適切に判断して訴訟手続による履行を検討されたい。	法的措置を実施するための前提条件を精査し、個別案件に対して適用できるようマニュアルを改正することとした。	
22	⑤ 相続人への請求について（指摘）	患者が死亡した場合には、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行うべきであり、現在の運用を改められたい。 また、保証人が死亡した際には、保証人の相続人に対して法定相続分に応じて保証債務の履行を求められたい。	患者が死亡した場合は、相続人を確定したうえで、各人の法定相続分に応じて請求するようマニュアルを改正することとした。 また、保証人の相続人への請求についても、マニュアルに記載することとした。	
23	⑥ 分納申請について（指摘）	現在の運用は地方自治法施行令第171条の6に沿った適切な運用ではないため、今後は同条各号の要件を充足するに足る聴取と必要な資料の収集を行い、担当者レベルだけで事実上承認することなく、適切に決裁を行ったうえで分納を承認するよう改められたい。	地方自治法施行令第171条の6各号の要件を充足する聴取と必要な資料の収集を行い、適切に決裁を行ったうえで、分納を承認するようマニュアルを改正することとした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：がんセンターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
24	⑦ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する（民法第419条、第404条）。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	条例の制定の必要性を含め、他県や他の私債権の状況を参考にしながら検討している。	継続
25	⑧ 時効管理について(指摘)	現在の運用は時効制度の誤った理解の下に行われているものであり、今後は正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう改められたい。	正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう、マニュアルを改正することとした。	
26	⑨ 不納欠損処理について(指摘)	今後は、地方公営企業法における財務規定の変更により債権の適切な評価に基づく貸倒引当金の設定が求められるため、これまでどおり、地方自治法に従った債権回収手続を踏むことを徹底するとともに、医業未収金の実態に即した適切な評価に基づき、適切な貸倒引当金の設定を行うなど、公正な情報開示の方向性を検討されたい。	今後も地方自治法等に基づき、適切な債権回収を行っていく。 また、医業未収金の貸倒引当金は、平成25年度から設定したところであり、公正な情報開示のあり方については、今後、経営管理課と協議を進めることとした。	
27	⑩ 回収体制と弁護士法第72条について(指摘)	未収金の回収業務について民間会社に関与させるのは、督促対象者の選定を行う段階までとし、督促状送付後からは民間会社に関与させることは避け、医事経営課で回収業務を行われたい。	未収金の回収業務について、民間会社に関与させる業務は弁護士法第72条に抵触しない範囲となるようマニュアルに記載することとした。 また、外部委託の可能性を含めて、より効果的な回収体制を構築することも検討していくこととした。	
28	3. 医薬品及び診療材料等について ① 薬品在庫の金額について(指摘)	上で示した修正仕訳の例示を参考に具体的な原因特定と関連させて、財務会計上の過年度修正の必要性を検討されたい。また、今後は、実地棚卸の目的を再確認し病院内での周知に努め、実地棚卸後の差異把握及び原因追求を漏れなく実施する体制を構築されたい。	薬品在庫の金額を再度検証したところ、本来棚卸資産に戻し入れるべき使用しなかった医療材料等について、それを考慮せず過剰に費用化したことにより、棚卸高に誤りが生じたことが判明した。 この結果に基づき、平成25年度決算において過年度損益修正益を計上した。 今後は、このようなことがないよう毎月の棚卸資産のチェックを実施するとともに、複数人による確認を実施している。	

平成25年度包括外部監査

[病院局]

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：がんセンターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
29	5. 固定資産管理について ① 固定資産の現物管理について(指摘)	固定資産の管理担当者の管理・立会のもとで、定期的に固定資産の実査を行い、固定資産実査報告書の作成及び副病院局長への提出が行われるよう、また、実査の結果に基づき適正な除却処理等が行われるよう、早急に実際の計画を策定されたい。	平成25年度末に固定資産の実査を行い、その結果を提出した。 今後は、定期的な実査を実施するとともに、実査の結果に基づき適正な除却処理を進めていく。	
30	② 固定資産の台帳管理について(指摘)	当年度までに廃棄されたもの、廃棄すべきものについては全て当年度中に除却処理し、固定資産管理規程等の定める会計処理及び報告等を実施されたい。 5百万円未満の資産で、取得時から20年以上経過したものを集計すると以下ようになる。これについての実査の結果を早急に固定資産台帳や決算に反映されたい。	現在、廃棄された固定資産を確認のうえ、除却処理を進めている。 また、取得から20年以上経過した資産についても、引き続き確認作業を進め、必要な事務処理を行うこととした。	
31	④ がんセンターの建設仮勘定について(指摘)	このような固定資産台帳と貸借対照表との決算数値の差異が発生しないように、定期的に、また、決算時には必ず、相当な注意を持って固定資産管理台帳と貸借対照表の数字を確認されたい。	過年度に無形固定資産に振り替えすべきところ、事務処理の遺漏で差異が生じたものであり、平成25年度中に振替処理を行った。 今後は、決算時における台帳と貸借対照表の数字の整合性について、十分注意していく。	
32	6. 受託研究費について ① 厚生労働科学研究費補助金に係る間接経費の収益計上漏れについて(指摘)	厚生労働科学研究費補助金における事務委任及び間接経費に係る厚生科学課長決定を再度確認し、少なくとも平成24年度に財務会計上受け入れるべきであった間接経費の収益及び費用を明確にし、それらの差額を過年度損益修正益（又は修正損）として適正に受入れ、また、今後は、収益計上すべき間接経費の収益計上及び費消分の費用計上を簿外扱いにしないよう、適切な会計処理を周知徹底されたい。	当該間接経費は、収益分の金額を当該年度（平成24年度）中に全額執行しており、差額は生じていないため、過年度修正は行っていない。 今後は、簿外処理を改め、適切な会計処理を行えるよう、平成27年度から予算計上等の必要な措置を行い、会計内で処理を行うこととした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：がんセンターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
33	② 独立行政法人日本学術振興会の科学研究費に係る間接経費の収益計上漏れについて(指摘)	「科研費ハンドブック」の記載内容を再度確認し、研究代表者として受け入れた間接経費から他機関の研究分担者へ支払った間接経費の差額14,430,000円と研究分担者として受け入れた間接経費5,844,000円については収益計上するとともに、間接経費として支出したものについては費用計上すべきであった。少なくとも平成24年度に財務会計上受け入れるべきであった間接経費の収益及び費用を明確にし、それらの差額を過年度損益修正益(又は修正損)として適正に受入れ、また、今後は、収益計上すべき間接経費の収益計上及び費消分の費用計上を簿外扱いにしないよう、適切な会計処理を周知徹底されたい。	当該間接経費は、収益分の金額を当該年度(平成24年度)中に全額執行しており、差額は生じていないため、過年度修正は行っていない。 今後は、簿外処理を改め、適切な会計処理を行えるよう、平成27年度から予算計上等の必要な措置を行い、会計内で処理を行うこととした。	
34	③ 民間の受託研究費について(指摘)	受託研究費(合計7件:23,557,000円)については、医業外収益及び医業外費用として計上を行うべきものであるため、経費として支出したものを明確にし、その差額を病院事業会計に過年度損益修正益(又は、修正損)として受け入れられるよう、徹底されたい。また、今後は、収益計上すべき間接経費の収益計上及び費消分の費用計上を簿外扱いにしないよう、適切な会計処理を周知徹底されたい。	当該研究費は、収益分の金額を収入した年度中に全額執行しており、差額は生じていないため、過年度修正は行っていない。 今後は、簿外処理を改め、適切な会計処理を行えるよう、平成27年度から予算計上等の必要な措置を行い、会計内で処理を行うこととした。	
35	④ 厚生労働科学研究費補助金、独立行政法人日本学術振興会科学研究費及びその他民間の研究費から支払われる臨時職員人件費の管理について(指摘)	臨時職員の人件費の管理としては、まず、一定期間ごとに、各研究に係る人員配置計画を作成し、その計画に対して、各臨時職員が1日にいずれの研究に何時間携わっていたかについて、一定の様式に基づき実績報告を徴取した上で、各補助金及び研究費ごとに実績に応じて人件費を支出するような仕組みを構築されたい。	臨時職員等について、研究毎に業務実績が把握できるよう実績報告書の様式を整備した。	

平成25年度包括外部監査

[病院局]

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：救急医療センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
36	2. 未収金管理(患者自己負担分未収金等)について ① 督促の時期について(指摘)	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程の改正を検討されたい。	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程へ改正することとした。	
37	② 保証人への督促について(指摘)	今後は入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促されたい。	督促後1年以内を一つの目安として、入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促するようマニュアルを改正することとした。	
38	③ 法的措置について(指摘)	今後は病院局として設定されている法的措置を実施するための前提条件を個別案件に対して適用し、適切に判断して訴訟手続による履行を検討されたい。	法的措置を実施するための前提条件を精査し、個別案件に対して適用できるようマニュアルを改正することとした。	
39	④ 相続人への請求について(指摘)	患者が死亡した場合には、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行うべきであり、現在の運用を改められたい。 また、保証人が死亡した際には、保証人の相続人に対して法定相続分に応じて保証債務の履行を求められたい。	患者が死亡した場合は、相続人を確定したうえで、各人の法定相続分に応じて請求するようマニュアルを改正することとした。 また、保証人の相続人への請求についても、マニュアルに記載することとした。	
40	⑤ 分納申請について(指摘)	現在の運用は地方自治法施行令第171条の6に沿った適切な運用ではないため、今後は同条各号の要件を充足するに足る聴取と必要な資料の収集を行い、担当者レベルだけで事実上承認することなく、適切に決裁を行ったうえで分納を承認するよう改められたい。	地方自治法施行令第171条の6各号の要件を充足する聴取と必要な資料の収集を行い、適切に決裁を行ったうえで、分納を承認するようマニュアルを改正することとした。	
41	⑥ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する(民法第419条、第404条)。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	条例の制定の必要性を含め、他県や他の私債権の状況を参考にしながら検討している。	継続

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：救急医療センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
42	⑦ 時効管理について(指摘)	現在の運用は時効制度の誤った理解の下に行われているものであり、今後は正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう改められたい。	正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう、マニュアルを改正することとした。	
43	⑧ 不納欠損処理について(指摘)	今後は、地方公営企業法における財務規定の変更により債権の適切な評価に基づく貸倒引当金の設定が求められるため、これまでどおり、地方自治法に従った債権回収手続を踏むことを徹底するとともに、医業未収金の実態に即した適切な評価に基づき、適切な貸倒引当金の設定を行うなど、公正な情報開示の方向性を検討されたい。	今後も地方自治法等に基づき、適切な債権回収を行っていく。 また、医業未収金の貸倒引当金は、平成25年度から設定したところであり、公正な情報開示のあり方については、今後、経営管理課と協議を進めることとした。	
44	3. 医薬品及び診療材料等について ① 診療材料に係る実地棚卸の網羅性について(指摘)	診療材料の棚卸については、その保管場所等を問わず網羅的に実地棚卸を行い、その証跡を棚卸関連文書に記録するよう徹底されたい。	診療材料の棚卸については、月ごとに病院内の全保管場所ごとの棚卸表を作成し、実数のすり合わせを行うこととした。 今後は、在庫管理システムを更新し、実数確認の精査に努める。	
45	4. 固定資産管理について ② 固定資産台帳の修正について(指摘)	現在までに廃棄処理すべき資産は全て当年度中に除却処理し、固定資産管理規程等の定める会計処理及び報告等を実施されたい。 5百万円未満の資産で、取得時から20年以上経過したものを集計すると次のとおりである。 これについての実査の結果を早急に固定資産台帳や決算に反映されたい。	現在、廃棄された固定資産を確認のうえ、除却処理を進めている。 また、取得から20年以上経過した資産についても、引き続き確認作業を進め、必要な事務処理を行うこととした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：精神科医療センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
46	1. 診療報酬請求業務等について ① 返戻の発生とその削減対策について(指摘)	医事業務の委託の適切な履行及び返戻の発生削減のためにも、医事管理課として、職員によるチェックの実施等の適切な措置を実施するよう要望する。	診療報酬請求に当たり、医師による事前チェックを強化した。 また、返戻案件について分析したところ、窓口での保険証の確認誤り等、人的要因に起因するミスが多いことから、再発防止策を提出させた。 今後も返戻理由を詳細に分析するとともに、発生防止策を検討していく。	
47	2. 未収金管理（患者自己負担分未収金等）について ① 保証人の保証意思の確認について(指摘)	これまでの運用を前提に是正措置を考える場合、入院願及び確約書記載の保証人の連絡先に対して適切な手段で連絡を行い、保証意思を確認し、実効性のある債権の確保等に努められたい。	保証意思の確認方法について、マニュアルに記載することとした。	
48	② 督促の時期について(指摘)	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程の改正を検討されたい。	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程へ改正することとした。	
49	③ 保証人への督促について(指摘)	今後は入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促されたい。	督促後1年以内を一つの目安として、入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促するようマニュアルを改正することとした。	
50	④ 法的措置について(指摘)	今後は病院局として設定されている法的措置を実施するための前提条件を個別案件に対して適用し、適切に判断して訴訟手続による履行を検討されたい。	法的措置を実施するための前提条件を精査し、個別案件に対して適用できるようマニュアルを改正することとした。	
51	⑤ 相続人への請求について(指摘)	患者が死亡した場合には、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行うべきであり、現在の運用を改められたい。 また、保証人が死亡した際には、保証人の相続人に対して法定相続分に応じて保証債務の履行を求められたい。	患者が死亡した場合は、相続人を確定したうえで、各人の法定相続分に応じて請求するようマニュアルを改正することとした。 また、保証人の相続人への請求についても、マニュアルに記載することとした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：精神科医療センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
52	⑥ 分納申請について(指摘)	現在の運用は地方自治法施行令第171条の6に沿った適切な運用ではないため、今後は同条各号の要件を充足するに足る聴取と必要な資料の収集を行い、担当者レベルだけで事実上承認することなく、適切に決裁を行ったうえで分納を承認するよう改められたい。	地方自治法施行令第171条の6各号の要件を充足する聴取と必要な資料の収集を行い、適切に決裁を行ったうえで、分納を承認するようマニュアルを改正することとした。	
53	⑦ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する(民法第419条、第404条)。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	条例の制定の必要性を含め、他県や他の私債権の状況を参考にしながら検討している。	継続
54	⑧ 時効管理について(指摘)	現在の運用は時効制度の誤った理解の下に行われているものであり、今後は正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう改められたい。	正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう、マニュアルを改正することとした。	
55	⑨ 不納欠損処理について(指摘)	今後は、地方公営企業法における財務規定の変更により債権の適切な評価に基づく貸倒引当金の設定が求められるため、これまでどおり、地方自治法に従った債権回収手続を踏むことを徹底するとともに、医業未収金の実態に即した適切な評価に基づき、適切な貸倒引当金の設定を行うなど、公正な情報開示の方向性を検討されたい。	今後も地方自治法等に基づき、適切な債権回収を行っていく。 また、医業未収金の貸倒引当金は、平成25年度から設定したところであり、公正な情報開示のあり方については、今後、経営管理課と協議を進めることとした。	
56	3. 医薬品及び診療材料等について ① 棚卸資産減耗損の計上について(指摘)	実地棚卸で帳簿残高と実際有高に差異が生じた場合には、原因分析を十分に行い、入出庫漏れや期限切れ、又は不明差異であるのか等によって、会計要領等に従い、適切に会計処理を実施されたい。	医薬品については医薬品管理システムを使用し、診療材料については、品目ごとに入出庫を在庫管理表(表計算ソフト)に日付ごとに入力し、それぞれ在庫の管理を行うこととした。 実地棚卸の際に期限切れや差異が発生した場合には、納品書の確認や職員への聞き取りにより差異の原因分析を行い、会計要領等に従い適切に処理をすることとした。	

平成25年度包括外部監査

[病院局]

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：精神科医療センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
57	4. 固定資産管理について ② 固定資産台帳の修正について(指摘)	今回調査において実在性が確かめられなかった固定資産全てについては、今年度中に除却処理を行われたい。	器械備品については、再度実査を行い、固定資産管理規程及び管理要領に従い、除却処理を進めるため、予算措置を講ずるものとした。	
58	③ 車両の償却漏れについて(指摘)	平成25年度末決算において、経過期間に係る償却費の臨時償却を行い、適正な帳簿価額に修正されたい。	固定資産台帳の償却年数の修正を行うとともに、平成25年度末決算において、経過期間に係る償却費の臨事償却を行い適正な帳簿価格に修正した。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：こども病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
59	1. 診療報酬請求業務等について ⑥ 年度跨ぎの保留案件について(指摘)	本来、診療月に医業収益を計上することが損益会計上必要であり、これらの内容についても、財務会計上、決算年度内に収益計上を行う必要がある。金額ベースでの集計を合わせて行うことにより、正規の簿記の原則、費用収益対応の原則にのっとった会計処理を行うよう、徹底されたい。 また、保留案件についての会計処理は、財務規程にも記載されているが、その規定の見直しについても検討されたい。	医業収益を診療月に収益計上できるよう、特に年度末における年度跨ぎの保留案件をなくすため、多忙等を理由とした症状詳記の記載遅れや記載漏れ・記載誤り等をなくすよう、医師等に周知徹底を図った。 また、「財務規程」でなく「会計要領」の記載の規定の見直しに関する指摘と認識しているが、これについては、経営管理課で見直すための検討を進めている。	
60	⑦ 生活保護受診者のリストの運用について(指摘)	一覧表での管理上、依頼、資料入手等についての状況を「✓」で記録するだけでなく、その処理日等が分かるよう日付の記入を行うことを検討されたい。	一覧表における空欄箇所について、記入漏れなのか、請求漏れなのか明確となっていないため、催促の電話を行った日付等の詳細を記入し、管理を行うこととした。 また、公費併用分については、そのことが判るよう、現在は余白に記載するようにした。	
61	2. 未収金管理(患者自己負担分未収金等)について ① 保証人の保証意思の確認について(指摘)	これまでの運用を前提に是正措置を考える場合、入院願及び予約書記載の保証人の連絡先に対して適切な手段で連絡を行い、保証意思を確認し、実効性のある債権の確保等に努められたい。	保証意思の確認方法について、マニュアルに記載することとした。	
62	② 督促の時期について(指摘)	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程の改正を検討されたい。	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程へ改正することとした。	
63	③ 保証人への督促について(指摘)	今後は入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促されたい。 なお、保証否認の主張への対応については、こども病院における当初の保証意思の確認作業に不十分な点があるものの、担当者で判断すべきではなく、原則として裁判手続による判断を仰がれたい。	督促後1年以内を一つの目安として、入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促するようマニュアルを改正することとした。 また、保証否認の主張への対応についても、併せてマニュアルに記載することとした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：こども病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
64	④ 法的措置について(指摘)	今後は病院局として設定されている法的措置を実施するための前提条件を個別案件に対して適用し、適切に判断して訴訟手続による履行を検討されたい。	法的措置を実施するための前提条件を精査し、個別案件に対して適用できるようマニュアルを改正することとした。	
65	⑤ 分納申請について(指摘)	現在の運用は地方自治法施行令第171条の6に沿った適切な運用ではないため、今後は同条各号の要件を充足するに足る聴取と必要な資料の収集を行い、担当者レベルだけで事実上承認することなく、適切に決裁を行ったうえで分納を承認するよう改められたい。	地方自治法施行令第171条の6各号の要件を充足する聴取と必要な資料の収集を行い、適切に決裁を行ったうえで、分納を承認するようマニュアルを改正することとした。	
66	⑥ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する(民法第419条、第404条)。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	条例の制定の必要性を含め、他県や他の私債権の状況を参考にしながら検討している。	継続
67	⑦ 時効管理について(指摘)	現在の運用は時効制度の誤った理解の下に行われているものであり、今後は正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう改められたい。	正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう、マニュアルを改正することとした。	
68	⑧ 不納欠損処理について(指摘)	今後は、地方公営企業法における財務規定の変更により債権の適切な評価に基づく貸倒引当金の設定が求められるため、これまでどおり、地方自治法に従った債権回収手続を踏むことを徹底するとともに、医業未収金の実態に即した適切な評価に基づき、適切な貸倒引当金の設定を行うなど、公正な情報開示の方向性を検討されたい。	今後も地方自治法等に基づき、適切な債権回収を行っていく。 また、医業未収金の貸倒引当金は、平成25年度から設定したところであり、公正な情報開示のあり方については、今後、経営管理課と協議を進めることとした。	
69	3. 医薬品及び診療材料等について ① 薬品の廃棄に係る財務処理について(指摘)	会計要領は医業収益の獲得に直接要した薬品費と管理上の問題(使用期限切れ)により生じた資産減耗費を区分することを求めているため、要領に従い処理されたい。	医薬品の廃棄処理については、計上区分の誤りや漏れがないよう、薬品管理部門において廃棄処理した場合は、確実にデータ登録を行い、事務部門において確認したうえで、減耗費として計上することとした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：こども病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
70	② 診療材料の在庫金額について(指摘)	棚卸表の作成に当たっては帳票間の突合を行い、整合性を検証されたい。	棚卸表については、試算表及び管理システムの数値との突合を確実にを行い、各数値の整合性を確認したうえで作成することとした。	
71	③ 診療材料の戻入れについて(指摘)	財務規程第81条によると、払い出された物品に残品が生じた場合は、当該残品を棚卸資産として戻入しなければならないことと定められているため、再入庫された診療材料を医材システムにおいて受入処理するか、又は表計算等で別途受払管理を行うか等検討を行い、期末の在庫金額に適切に反映されたい。	一度出庫した後に材料倉庫に戻し入れられた材料については、表計算ソフト等により数量、使用期限等を管理のうえ、受払管理を確実にを行い、期末の在庫金額に適切に反映することとした。	
72	④ 診療材料の实地棚卸範囲について(指摘)	年2回の实地棚卸の実施に当たっては所管課が全体を把握し、实地棚卸実施要領等に基づき各部署に必要な指示を出すとともに、棚卸結果を網羅的に取りまとめる仕組みを構築されたい。	部署ごとの棚卸作業にどの程度の時間と人員を必要とするか等を改めて把握するとともに、实地棚卸が病院全体で行う業務との認識を浸透すべく、関係部署との事前の打合せ等を行うこととした。 今後は、实地棚卸の実施マニュアルの作成や物流管理業務委託契約の見直しなどにより、实地棚卸がスムーズに実施できるよう事務改善に努める。	
73	4. 固定資産管理について ④ 平成24年度固定資産調査に係る除却処理について(指摘)	当年度までに廃棄されたものについては全て当年度中に除却処理し、そのための予算も確保し、適正な除却処理を行われるよう、周知徹底されたい。	平成25年度末に固定資産台帳に記載されている全ての資産の調査を実施した。 本調査結果に基づき、平成26年度中に除却処理を行うこととした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：循環器病センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
74	1. 診療報酬請求業務等について ① 年度跨ぎの保留案件について(指摘)	保留案件の明細について、基本的には委託事業者だけが承知して管理することは発注者側である医事経営課における委託業務の内部統制上、問題であるため、通常診療報酬の請求から一旦、保留として簿外扱いされる案件についての内容の確認を少なくとも月に1回は定期的実施することを要望する。	今後は、医師の症状詳記の遅れ等による保留案件の診療報酬請求事務が滞らないよう、毎月1回開催される診療報酬対策部会において報告し、確認することとした。	
75	2. 未収金管理(患者自己負担分未収金等)について ① 保証人の保証意思の確認について(指摘)	これまでの運用を前提に是正措置を考える場合、入院願及び確約書記載の保証人の連絡先に対して適切な手段で連絡を行い、保証意思を確認し、実効性のある債権の確保等に努められたい。	保証意思の確認方法について、マニュアルに記載することとした。	
76	② 督促の時期について(指摘)	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程の改正を検討されたい。	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程へ改正することとした。	
77	③ 保証人への督促について(指摘)	今後は入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促されたい。 なお、複数の保証人が存在する場合には、各保証人は債務全額を保証人の頭数で除した範囲でしか保証債務を負わないことから、現在の各保証人に未収金全額を請求している運用は、本来保証人が負わない債務についても履行を請求するものであり、早急に改められたい。	督促後1年以内を一つの目安として、入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促するようマニュアルを改正することとした。 また、複数の保証人が存在する場合の各保証人への請求方法についても、マニュアルを改正することとした。	
78	④ 法的措置について(指摘)	今後は病院局として設定されている法的措置を実施するための前提条件を個別案件に対して適用し、適切に判断して訴訟手続による履行を検討されたい。	法的措置を実施するための前提条件を精査し、個別案件に対して適用できるようマニュアルを改正することとした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：循環器病センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
79	⑤ 分納申請について(指摘)	現在の運用は地方自治法施行令第171条の6に沿った適切な運用ではないため、今後は同条各号の要件を充足するに足る聴取と必要な資料の収集を行い、担当者レベルだけで事実上承認することなく、適切に決裁を行ったうえで分納を承認するよう改められたい。	地方自治法施行令第171条の6各号の要件を充足する聴取と必要な資料の収集を行い、適切に決裁を行ったうえで、分納を承認するようマニュアルを改正することとした。	
80	⑥ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する(民法第419条、第404条)。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	条例の制定の必要性を含め、他県や他の私債権の状況を参考にしながら検討している。	継続
81	⑦ 時効管理について(指摘)	現在の運用は時効制度の誤った理解の下に行われているものであり、今後は正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう改められたい。	正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう、マニュアルを改正することとした。	
82	⑧ 不納欠損処理について(指摘)	今後は、地方公営企業法における財務規定の変更により債権の適切な評価に基づく貸倒引当金の設定が求められるため、これまでどおり、地方自治法に従った債権回収手続を踏むことを徹底するとともに、医業未収金の実態に即した適切な評価に基づき、適切な貸倒引当金の設定を行うなど、公正な情報開示の方向性を検討されたい。	今後も地方自治法等に基づき、適切な債権回収を行っていく。 また、医業未収金の貸倒引当金は、平成25年度から設定したところであり、公正な情報開示のあり方については、今後、経営管理課と協議を進めることとした。	
83	3. 医薬品及び診療材料等について ① 棚卸対象外の手術室・病棟の医薬品在庫について(指摘)	手術室及び病棟の医薬品在庫についても診療材料在庫と同様に期末棚卸を実施されたい。	平成25年度末には、医薬品在庫についても、診療材料在庫と同様に院内全部署での実地棚卸を実施した。 今後も、適正に実地棚卸を実施していく。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：循環器病センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
84	② 棚卸仕訳の計上方法及び棚卸減耗の把握方法について ア 棚卸ロス金額の把握及び差異分析の必要性について(指摘)	薬剤部における再調査の結果については、その内訳及び金額を正確に把握するとともに、根拠資料を十分に入手し、修正金額の発生原因別に詳細な分析を行うことを要望する。また、発生原因ごとに把握された金額に重要性がある場合には、それに対応する発見的統制手続を整備し、防止できる減耗を最小化する改善措置を講じることが必要である。	現在、再調査の発生原因について詳細な分析を行っており、原因究明ができしだい、それらの原因に対応する改善措置を講じていく。	継続
85	4. 固定資産管理について ① 経過年数20年以上の固定資産について(指摘)	実在しない固定資産が固定資産台帳に計上されている場合には、当該資産の帳簿価額(25件の合計で846万円)が貸借対照表に計上されたままとなり、金額が過大に表示されるという問題のほかに、財務データを基にした設備更新計画を適切に行うことができないという問題があるため、速やかに固定資産台帳から削除し、財務会計上、除却処理を行うことを要望する。	実査により実在しない固定資産の有無について、再確認した上で、固定資産管理要領等に従い除却処理を行うこととした。 また、今後は定期的な実査を実施するとともに、実査の結果に基づき適正な除却処理を進めていく。	
86	② 検査科の固定資産について(指摘)	実在しない固定資産が固定資産台帳に計上されている実態については、上記①で指摘したとおり、固定資産管理要領等に従って適切に除却処理を行われたい(上記アの2件分：903万円)。 使用を中止した固定資産については、財務的にも、病院経営的にも問題であるため、速やかに廃棄及び除却の意思決定を行われたい。なお、廃棄コストについては適切に除却予算及び廃棄処理費用の予算を計上するよう要望する。一方、一時的に使用を休止した固定資産については、その減価償却費は営業と無関係のコストとなるため、医業外費用として取り扱うことを検討されたい。	固定資産の実査により実態の有無を調査中であり、実在しない固定資産を発見した場合は、固定資産管理要領等に従い適切な処理を行う。 同時に、現存するが使用を中止している固定資産及び一時的に使用を休止している固定資産の有無を確認しているため、前者は速やかに廃棄、除却を行う。後者については、今後取り扱いを検討していくこととした。	

平成25年度包括外部監査

[病院局]

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：循環器病センターに係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
87	5. 医療安全対策について ① 院内感染発生時の報告体制の整備について(指摘)	病院局では、「病院局へ報告すべき医療事故等の基準」において、重大な感染症が発生した場合の具体例として院内感染が発生した場合を挙げており、院内感染が発生した場合には病院局に報告すべきこととなっている。 したがって、このような病院局の報告基準を勘案して、病院局に対する報告基準を定めるよう検討されたい。	院内感染対策委員会において、院内感染が発生した際の報告基準を定め(平成26年6月から運用開始)、院内感染対策マニュアルに報告基準を記載して体制整備を行った。	

平成25年度包括外部監査

[病院局]

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：東金病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
88	1. 診療報酬請求業務等について ① 減点査定の上再審査請求について(指摘)	他の病院における査定減に対する再審査請求率（例えば、こども病院においては25.05%）を考慮すると、少しでも多くの医業収益の確保に寄与する再審査請求の努力が追求されるべきであったと考える。 東金病院所属の医師は、平成26年度から正式に循環器病センターに異動する医師も多いということであるが、循環器病センターにおいても保険診療上、「過剰」と判断されている査定減の案件が極めて多い病院であり、病院経営における再審査請求の必要性を再確認されたい。	再審査請求の必要性を再認識し、適正な処理を行うこととした。	
89	② 年度跨ぎの保留案件について(指摘)	保留案件の管理を、基本的には委託事業者だけが承知して管理することは発注者側である医事経営課における委託業務の内部統制上、問題であるため、通常診療報酬の請求から一旦、保留として簿外扱いされる案件についての内容の確認を少なくとも月に1回は実施することを要望する。	保留案件について、医事経営課における月に一度の確認を徹底した。 なお、当該病院は、平成26年3月末をもって閉院したため、保留案件は無くなっている。	
90	2. 未収金管理（患者自己負担分未収金等）について ① 保証人の保証意思の確認について(指摘)	これまでの運用を前提に是正措置を考える場合、入院願及び確約書記載の保証人の連絡先に対して適切な手段で連絡を行い、保証意思を確認し、実効性のある債権の確保等に努められたい。	保証意思の確認方法について、マニュアルに記載することとした。	
91	② 督促の時期について(指摘)	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程の改正を検討されたい。	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程へ改正することとした。	
92	③ 保証人への督促について(指摘)	今後は入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促されたい。	督促後1年以内を一つの目安として、入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促するようマニュアルを改正することとした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：東金病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
93	④ 法的措置について(指摘)	今後は病院局として設定されている法的措置を実施するための前提条件を個別案件に対して適用し、適切に判断して訴訟手続による履行を検討されたい。	法的措置を実施するための前提条件を精査し、個別案件に対して適用できるようマニュアルを改正することとした。	
94	⑤ 相続人への請求について(指摘)	患者が死亡した場合には、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行うべきであり、現在の運用を改められたい。 また、保証人が死亡した際には、保証人の相続人に対して法定相続分に応じて保証債務の履行を求められたい。	患者が死亡した場合は、相続人を確定したうえで、各人の法定相続分に応じて請求するようマニュアルを改正することとした。 また、保証人の相続人への請求についても、マニュアルに記載することとした。	
95	⑥ 分納申請について(指摘)	現在の運用は地方自治法施行令第171条の6に沿った適切な運用ではないため、今後は同条各号の要件を充足するに足る聴取と必要な資料の収集を行い、担当者レベルだけで事実上承認することなく、適切に決裁を行ったうえで分納を承認するよう改められたい。	地方自治法施行令第171条の6各号の要件を充足する聴取と必要な資料の収集を行い、適切に決裁を行ったうえで、分納を承認するようマニュアルを改正することとした。	
96	⑦ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する（民法第419条、第404条）。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	条例の制定の必要性を含め、他県や他の私債権の状況を参考にしながら検討している。	継続
97	⑧ 時効管理について(指摘)	現在の運用は時効制度の誤った理解の下に行われているものであり、今後は正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう改められたい。	正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう、マニュアルを改正することとした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：東金病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
98	⑨ 不納欠損処理について（指摘）	<p>今後は、地方公営企業法における財務規定の変更により債権の適切な評価に基づく貸倒引当金の設定が求められるため、これまでどおり、地方自治法に従った債権回収手続を踏むことを徹底するとともに、医業未収金の実態に即した適切な評価に基づき、適切な貸倒引当金の設定を行うなど、公正な情報開示の方向性を検討されたい。</p>	<p>今後も地方自治法等に基づき、適切な債権回収を行っていく。 また、医業未収金の貸倒引当金は、平成25年度から設定したところであり、公正な情報開示のあり方については、今後、経営管理課と協議を進めることとした。</p>	
99	3. 医薬品及び診療材料等について ② 特定薬品の取扱いについて（指摘）	<p>平成24年度における当該医薬品の使用実績は、1,211名の患者に対して90,190錠を使用していた。平成25年度でも、薬事委員会の審議結果に拘らず、院内での使用を継続している。 しかし、院内における使用を中止する東金病院薬事委員会の決定を斟酌する必要がある。また、当該医薬品以外に降圧剤は存在するのであるから、他の医薬品と比較して、当該薬品の治験データのねつ造という問題があるにも拘らず、使用を続ける合理的な理由を薬事委員会で医師等が正式に言明することができなければ、薬事委員会の決定に従うことが妥当であると考え。したがって、薬事委員会の決定を再度確認し、当該医薬品については再度明確な取扱いを決定されたい。</p>	<p>平成25年度においては、入院患者が持参した場合に例外的に使用したもので、投薬変更の副作用等医療安全管理上の観点から、医師の判断で継続投与となった事例があったが、平成25年12月以降は使用を控えた。</p>	
100	③ 診療材料等の管理について（指摘）	<p>平成25年度で閉院を迎えることを考慮すると、診療材料等の実在庫について、今後は月次で実際有高を棚卸調査し、期末時点での実際有高を確定されたい。また、閉院に向けて、不要な診療材料の購入がないように、また、閉院時点での期限切れリスク等に注意して、効果的で効率的な管理手法を経営管理課とともに検討されたい。</p>	<p>閉院を平成26年3月末に予定していたことから、実際有高を常に把握し、不要な診療材料の購入を無くすように努めた。 また、期末に実地棚卸を実施し、実際有高を確定した。</p>	

平成25年度包括外部監査

[病院局]

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：東金病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
101	4. 固定資産管理について ① 固定資産の現物管理について(指摘)	東金病院では、実査を義務付ける規定(固定資産管理要領第4条等)にも拘らず、固定資産実査を実施していない。また、東金病院は平成25年度末を持って閉院することが決定しており、これから他の資産及び負債項目と併せて、閉院のための実査及び棚卸が予定されている。その際に固定資産の一つひとつを精査する作業が予定されているため、適切なスケジュールのもと現物実査を進めるとともに、閉院までの間の資産管理について、患者の生命を守る医療の推進の観点から、安全性や機能維持の面で特別の注意を払うよう、再度体制の見直しを図られたい。	平成25年度末の閉院に向け、各部署においても物品の整理を行う過程で、所在不明の器械備品等について確認するよう周知させるなど、適切なタイムスケジュールに基づき固定資産の物品整理を行い、期末には現物実査を実施した。	
102	② 固定資産の台帳管理について(指摘)	外部監査の過程で所在が確認された12の器械備品(取得価額で2億1,033万円、帳簿価額で1億2,888万円)を除いた所在不明の器械備品(取得価額で3億297万円、帳簿価額で8,779万円)については、今年度末までに最終確認を実施し、その所在確認が最終的に取れない資産については、除却処理を行い閉鎖貸借対照表に反映されたい。	最終的に年度末まで所在確認が取れなかった資産については、除却処理を行い、平成25年度決算における貸借対照表に反映した。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：佐原病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
103	1. 診療報酬請求業務等について ③ 査定及び返戻の管理について(指摘)	再審査請求の意思決定過程やその顛末が記録として残るような査定及び返戻の管理のための仕組みを再構築されたい。	査定管理台帳により医局会などで、担当医師に対して個別に確認した結果を査定管理台帳に記載し、委託事業者及び医事経営課で確認を行うこととした。	
104	④ 再請求について(指摘)	再度、病院としての再請求の方針を確認するとともに、最終的な判断について、診療報酬請求業務担当者に報告し、医事経営課において適正に管理できるよう検討されたい。	診療報酬検討委員会等を設置し、当院としての再請求の方針を決めて、医師・医療スタッフ及び委託事業者に周知し、病院としての診療報酬業務に取り組むことができるよう検討することとした。	
105	⑦ 医師事務作業補助者について(指摘)	医師事務作業補助者の活用方法、権限の開放などを再度検討されたい。	医師事務作業補助者への権限の開放として、電子署名システムの整備により、診断書等を医師事務作業補助者が代行入力できるよう、システムを改修することとした。 今後は、更なる医師事務作業補助者の活用方法等について検討していく。	
106	2. 未収金管理（患者自己負担分未収金等）について ① 保証人の保証意思の確認について(指摘)	これまでの運用を前提に是正措置を考える場合、入院願及び予約書記載の保証人の連絡先に対して適切な手段で連絡を行い、保証意思を確認し、実効性のある債権の確保等に努められたい。	保証意思の確認方法について、マニュアルに記載することとした。	
107	② 督促の時期について(指摘)	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程の改正を検討されたい。	現実的に可能な送付時期を定めた財務規程へ改正することとした。	
108	③ 保証人への督促について(指摘)	今後は入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促されたい。	督促後1年以内を一つの目安として、入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促するようマニュアルを改正することとした。	
109	④ 法的措置について(指摘)	今後は病院局として設定されている法的措置を実施するための前提条件を個別案件に対して適用し、適切に判断して訴訟手続による履行を検討されたい。	法的措置を実施するための前提条件を精査し、個別案件に対して適用できるようマニュアルを改正することとした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：佐原病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
110	⑤ 相続人への請求について(指摘)	患者が死亡した場合には、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行うべきであり、現在の運用を改められたい。 また、保証人が死亡した際には、保証人の相続人に対して法定相続分に応じて保証債務の履行を求められたい。	患者が死亡した場合は、相続人を確定したうえで、各人の法定相続分に応じて請求するようマニュアルを改正することとした。 また、保証人の相続人への請求についても、マニュアルに記載することとした。	
111	⑥ 分納申請について(指摘)	現在の運用は地方自治法施行令第171条の6に沿った適切な運用ではないため、今後は同条各号の要件を充足するに足る聴取と必要な資料の収集を行い、担当者レベルだけで事実上承認することなく、適切に決裁を行ったうえで分納を承認するよう改められたい。	地方自治法施行令第171条の6各号の要件を充足する聴取と必要な資料の収集を行い、適切に決裁を行ったうえで、分納を承認するようマニュアルを改正することとした。	
112	⑦ 遅延損害金の請求について(指摘)	医業未収金は私債権であるため、約定がなくとも支払期限から年5%の割合による遅延損害金が当然に発生する（民法第419条、第404条）。そのため、今後は債務者に対して遅延損害金を請求されたい。	条例の制定の必要性を含め、他県や他の私債権の状況を参考にしながら検討している。	継続
113	⑧ 時効管理について(指摘)	現在の運用は時効制度の誤った理解の下に行われているものであり、今後は正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう改められたい。	正確な時効制度の理解の下に時効管理を行うよう、マニュアルを改正することとした。	
114	⑨ 不納欠損処理について(指摘)	今後は、地方公営企業法における財務規定の変更により債権の適切な評価に基づく貸倒引当金の設定が求められるため、これまでどおり、地方自治法に従った債権回収手続を踏むことを徹底するとともに、医業未収金の実態に即した適切な評価に基づき、適切な貸倒引当金の設定を行うなど、公正な情報開示の方向性を検討されたい。	今後も地方自治法等に基づき、適切な債権回収を行っていく。 また、医業未収金の貸倒引当金は、平成25年度から設定したところであり、公正な情報開示のあり方については、今後、経営管理課と協議を進めることとした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：佐原病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
115	3. 医薬品及び診療材料等について ② 診療材料の受払処理及び在庫管理について イ 診療材料の費用化について(指摘)	簡易型SPDシステム導入以前から存在する診療材料の在庫について、実際には使用していたにも拘らず、損益計算書上、費用として認識せず（費用の過少計上＝利益の過大計上）、貸借対照表上、貯蔵品を適正に減少させず（資産の過大計上）、毎年度、佐原病院においても、病院全体の決算においても、重要な日々の取引が財務会計上も看過されていたことを意味する。ちなみに、平成23年度と平成24年度の純利益は、各々、8,208万円と3,035万円と合計1億1,243万円であり、平成24年度の貸借対照表上、未処理欠損金は65億8,101万円であったが、次に述べるとおり、純利益を約6,000万円多く計上し、未処理欠損金を約6,000万円少なく処理していたということになる。 平成24年度末の帳簿上の診療材料残高7,447万円の大部分（約6,000万円）は現物の裏付けがない架空資産であったものと考えられる。また、簡易型SPDシステム導入前の平成22年度末現在でも、既に、1,700万円規模の不明な資産が計上されていたことも推測される。	簡易型SPDシステムは平成25年度をもって廃止し、平成26年度より従来の院内管理に戻し、全ての診療材料について納品検査を実施することとした。 また、診療材料の在庫管理の適正を図るため、実地棚卸を適正に行い、平成26年度中に診療材料の棚卸残高を確定させ、必要な修正を行うこととした。 今後は、実地棚卸における実施マニュアルの作成などにより、誰もが財務規程や実施要領に基づいた棚卸業務を遂行し易い環境作りに努める。	継続
116	ウ 診療材料の管理体制について(指摘)	今後、早急に求められる実地棚卸において、佐原病院が所有権を有する診療材料を金額的に確定させ、貸借対照表の診療材料残高を適正に修正されたい。	診療材料の在庫管理の適正を図るため、実地棚卸を適正に行い、平成26年度中に診療材料の棚卸残高を確定させ、必要な修正を行うこととした。	

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：佐原病院に係る外部監査の結果)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
117	③ 簡易型SPDシステムにおける納品検査について(指摘)	今後も同様の仕組みを継続させるのであるならば、少しでも財務上のリスクを軽減させるために、納入業者が回収したカードを事後的に取り寄せて納品伝票との突合を行うなどの牽制機能を導入することを要望する。また、現在の仕組みにおいて前述のような統制上の危険性を完全に除去することは困難であると考えられるため、佐原病院における診療材料の物流管理について、抜本的に再考されることを要望する。	簡易型SPDシステムは平成25年度をもって廃止し、平成26年度より従来の院内管理に戻し、全ての診療材料について納品検査を実施することとした。 また、適正な物流管理を行うため、平成26年4月より新たに診療材料室を設置し、診療材料の管理を行うとともに、新たに物流管理システムを導入し、より正確な在庫管理を行う。	
118	④ 給食材料の調達について(指摘)	給食材料の調達経費のうち、給食材料そのものの費用は、委託料として処理するのではなく、給食材料費として経費計上されたい。	平成25年度は予算措置をして、委託料から給食材料費へ振替処理を行った。 平成26年度は、給食材料費として計上し執行している。	
119	4. 固定資産管理について ② 固定資産の台帳管理について(指摘)	今後は佐原病院が所有し管理している固定資産全体について、網羅的に、かつ、定期的の実査を行うための仕組みづくりを構築されたい。	平成26年2月から3月にかけて、院内全部署において固定資産の実査を実施した。 今後も、毎年度末の実査を適正に実施していく。	
120	⑥ 健康管理センターについて(指摘)	第3次中期経営計画に従った新館5階部分の有効活用計画を推進されたい。	現在5階は、暫定的に看護局、地域医療連携室等で利用しているが、恒久的な有効活用方法について、関係部署と協議しながら検討していく。	継続